

令和3年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年9月2日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第14号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
-

出席議員（18名）

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 崎山華英 | 2番 | 永井孝佳 |
| 3番 | 井田孝 | 4番 | 島田恒 |
| 5番 | 片桐文夫 | 6番 | 平山清海 |
| 7番 | 遠藤保明 | 8番 | 林晴道 |
| 9番 | 宮内保 | 11番 | 飯嶋正利 |
| 12番 | 宮澤芳雄 | 13番 | 伊藤保 |
| 14番 | 島田和雄 | 15番 | 伊藤房代 |
| 16番 | 向後悦世 | 17番 | 景山岩三郎 |

18番 木内 欽市

19番 佐久間 茂樹

欠席議員（1名）

10番 高木 寛

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	飯島 茂
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	椎名 実
総務課長	宮内 敏之	企画政策課長	小倉 直志
財政課長	山崎 剛成	税務課長	伊藤 義一
市民生活課長	八木 幹夫	保険年金課長	穴澤 昭和
農水産課長	多田 一徳	商工観光課長	加瀬 博久
都市整備課長	栗田 茂	会計管理者	向後 稔
教育総務課長	杉本 芳正	生涯学習課長	伊藤 弘行
体育振興課長	柴 栄男		

事務局職員出席者

事務局長	花澤 義広	事務局次長	向後 哲浩
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。

質問項目の順番どおりに答弁をしてください。また、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について質疑を行います。

まず初めに、決算書16ページの歳入から、1款市税について質問をいたします。

1項市民税、個人、法人分、2項固定資産税、3項軽自動車税、6項都市計画税であります。大きな額が不納欠損となっておりますので、各件数と主な理由を伺います。

また、市たばこ税に関してですが、僕はたばこを吸わないので認識が薄いのですが、度々値上げが行われていることは承知をしています。そこで、直近5か年の決算額を併せてお尋ねいたします。

次に、40ページの16款財産収入の状況についてです。

収入済額5,086万8,157円で、前年度比50.6%減と、大きく減少をしたその理由と、収入未済額276万8,756円の内容を併せてお尋ねいたします。

次に、48ページの21款市債の状況についてです。

収入済額53億7,715万5,000円と、大変に大きな額となっておりますけれども、これは本市の財政計画に沿ったものでよいのか、担当課の見解を伺います。

最後に、354ページの実質収支に関して質問します。

歳出総額478億1,791万円で、歳入総額448億1,385万2,000円、差引き30億405万8,000円となっており、翌年度に繰り越す財源額が10億484万6,000円で、実質収支の総額が19億9,921万2,000円であります。では、翌年度に繰り越す財源の主な繰越し事業とその原因を、財源ごとにお尋ねいたします。

また、実質収支の19億9,921万円は非常に大きな繰越額と考えられますが、担当課のその点の見解を求めます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課のほうから、最初の質問、16ページ、市税の状況についてお答えいたします。

まず最初に、令和2年度の市税の税目ごとの件数についてお答えいたします。

1項個人市民税が385件、同じく1項法人市民税が8件、2項固定資産税が491件、3項軽自動車税が269件、6項都市計画税が491件になります。

そして次に、たばこ税の過去5か年の決算額についてお答えいたします。

平成28年度の決算額でございますが、5億6,035万85円、平成29年度5億2,204万866円、平成30年度5億1,642万8,914円、令和元年度5億2,721万7,110円、令和2年度5億2,058万7,628円、以上でございます。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財産収入の状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、財産収入が大幅に減額ということの理由でございますけれども、そちらにつきましては、減となった主な理由といたしましては、1項2目1節の財政調整基金利子におきまして、前年度は通常の運用による利子のほかに、国債が値上がりしたことによる売却益4,800万円を含んでいたためでございます。

財産収入のほうの収入未済額の主なものといたしましては、こちらの主なものにつきましては、土地貸付料で123万3,000円、行政財産貸付料で153万6,000円となっております。

財産収入は以上でございます。

続いて、よろしいですか。

続いて、市債に関しましてのご質問です。

市債に関しましては、53億円とかなりの大きな金額ということでございまして、そちらのほうは計画的なのかということですが、そちらのほうにつきましては、前年度に比べましてやはり高額になっておりますが、多くなった理由につきましては、主に新庁舎建設事業の入札差額による減とか中央病院のアクセス道などの大型道路事業の繰越しなどにより、また合併特例債が増えたということが主な要因なんですけれども、道路事業などについては事業の進捗により繰越しとなっているものもございまして、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備など大型事業に関する市債発行については、こちらはやはり計画どおりということで、予定していました合併特例債を活用しておるということで、計画どおりに進んでいるということでございます。

続いて、実質収支の質問でございます。

実質収支の繰越し財源の事業ですね、繰越しの事業のほうでございますけれども、令和2年度の実質収支額は、先ほどもありましたけれども、19億9,921万2,000円と、昨年度よりも1億5,440万5,000円、8.4%の増となっております。

こちらの繰越し事業のほうの原因ですか、こちらの原因のほうでございますけれども、繰越し事業の原因につきましては、主な事業を申し上げさせていただきますと、現在インフラ工事を進めている生涯活躍のまち形成事業の5億円や震災復興・津波避難道路整備事業2億6,877万3,000円などございまして、また事故繰越しもございまして、こちらは8,802万4,000円で4事業ございまして、このうち主な事業は、一昨年台風15号などによる被害を受けた農家に対する農業災害対策支援事業などでございます。

あと、実質収支19億円が大きいのではないかということですが、実質収支につきましては、令和2年度決算……令和2年度の実質収支、昨年度よりも8.4%増ということで大きくなってございますが、これは新型コロナウイルス感染症による影響のほか、大型事業の執行残があったことや、また歳入面で市税が予算額よりも上振れしたことや、あと前年度からの繰越金が大きかったことなどが主な要因となっております、特に新型コロナウイルス感染症につきましては、イベント等の各種事業の延期や中止のほか、様々な新型コロナ対策事業の実施などがございましたが、新型コロナ対策事業につきましては国の新型コロナ対応地方創生臨時交付金などの財政措置がありまして、補正予算時の見込みよりは一般財源の歳出が抑えられております。

また、前年度からの繰越金につきましては、令和元年度の、先ほど申し上げましたが、台

風被害の影響などによるその事業の繰越しなども大きくなってございまして、実質収支額は増額となったものでございますが、令和2年度につきましてはそういった特殊な事情によることが大きかったものと、そのように考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） ご答弁をいただきました。

それでは再度質問をいたします。

まず市税についてですが、納付期限後の滞納者に対して、督促状を送付して、それでも納付できない方にはるる催告を行い、その後、財産調査をした後に差押えになろうと思います。では、当年度において財産調査と差押えを行った件数、それから財産を差し押さえたことで納付状況や滞納額にどの程度影響があったのかお尋ねします。

また、市たばこ税の数字も直近5か年お伺いしましたが、算出方法について具体的に伺いたいと、そのように思います。

次に、財産収入の状況についてですが、収入済額が大きく減った理由として、運用益の中でも国債の売却ということでありましたので、直近の国債等の購入、それから売却実績について、その運用の詳細を伺いたいと思います。

次に、市債の状況についてですが、前年度対比で77.8%増の53億7,715万円余りと、非常に大きな額となっています。それに対する交付税の算入、その詳細を伺いたいと思います。

最後になりますが、実質収支に関してでありますけれども、繰り越した財源の事業には様々な原因があるとは思いますが、しかし、これは本市の規模から見て、事業量がちょっと多過ぎるからではないのかなと考えられますけれども、担当課の見解を求めます。

また、実質収支や繰越額が大きいということは、市民の要望や必要事業が後回しになり、市民サービスが先送りになってしまっているとの見方もできますので、その点も併せて、全てコロナということで解決することなく、併せてお尋ねをしたいなど、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

答弁者に申し上げます。マイクをちょっと近づけてください。

○税務課長（伊藤義一） それでは、税務課のほうから回答させていただきます。

当市の差押えにつきまして、差押えの数でございます。

差押え数に関しましては、年間で560件やっております。その金額でございますが、差押

滞納額としまして5億1,585万3,317円という数字になっております。

そして、差し押さえたことにつきましての滞納額でございます。

市税の滞納額の状況につきまして、個々の案件に応じました適切な滞納整理の実施をしております、滞納額は年々順調に減少されているところでございます。

令和2年度の収入未済額、滞納額でございますが、こちらは4億504万8,491円となっております。

続きまして、たばこ税の関係でございます。

たばこ税の算定方法ということでございますが、こちら、市内の小売業者が日本たばこ産業株式会社などからたばこを仕入れる際、たばこ税を含めた代金を日本たばこ産業等に支払います。そして、日本たばこ産業等は市内全ての小売業者の分を取りまとめて、翌月に市に申告する仕組みとなっております。

税額の算出方法でございますが、こちら、納税義務者が売上げ本数に現在1,000本当たり6,122円の税額を掛けた金額を市へ毎月申告納付していただくような格好になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 会計管理者。

○会計管理者（向後 稔） それでは、財産収入の中の運用益について、直近の国債の売却、購入の状況についてというご質問にお答えいたします。

令和2年度におきましては、利率の低い債券を売却して、その分利率の高い債券を購入するという入替えを行いまして、それが昨年、令和2年6月8日に売却いたしましたのが、0.08%の低い利率のものを売却いたしまして、その分を、この金額が5億円ですけれども、同じ金額5億円で国債のほうを、利率の高い0.3%の利率のものを令和2年6月8日同日に購入しております。

もう1件ございまして、令和2年8月20日に、こちらは千葉県債なんですけれども、4億円、利率が0.05%であったものを、その分国債購入に充てまして、国債の利率は0.4%の高いものを購入することができました。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは私のほうからは、市債に関しまして、交付税算入率の件ということでお答えしたいと思います。

令和2年度の起債発行件数は、前年度からの繰越分も含めまして44件ございました。その

交付税算入のほうですが、起債の発行額53億7,715万5,000円に対する交付税算入額につきましては、臨時財政対策債を含めて38億3,107万6,000円、こちら、算入率を申し上げますと71.2%を見込んでおります。

続きまして、実質収支のほうのお話ということでございますけれども、実質収支の繰越しにつきまして、かなり多くて、本市の財政規模が多いからかということですが、最初にちょっと1回目の質問で、繰越しの原因につきまして、私のほうから答弁が漏れてしまいまして、申し訳ありませんでした。

原因のほうですけれども、まず繰越しのほう、様々な原因がございますが、大規模工事の有無、その年の大規模工事の有無や、各事業の進捗状況など、様々な面がありますけれども、やはり年度によって様々な事情、令和元年度から平成30年度、平成29年度まで直近3年間におきましても、年度によりやはり金額的にばらつきがございましたように、様々な事情で繰越し事業があるということで、本市の財政規模とかという、そういう状況の理由ではないのかなというふうに思っております。

あとは、実質収支額のほう、こちらが多いということは、住民からの要望に対しては応えていないのではないかという、後回しにしているのではないかというお話でございますけれども、実質収支額につきましては1年間の財政運営の結果でありまして、歳入だけでなく、歳出の執行状況、大規模事業の有無やその進捗など、様々な要素がございます。

こちら、予算編成時から、各課の要求に対しまして事業内容や必要性など、そちらを精査しまして、その過程から住民からの要望等の状況も考慮しながら予算を組んでおります。例を挙げますと、住民から要望の多い道路ですね、生活道路の整備などにつきましては、年々予算を拡充している事業もございます。

令和2年度の実質収支額につきましても、大型事業が重なった予算になっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったもので、必要な事業や住民からの要望などに対応していないというものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 各課長方には非常に分かりやすいご答弁をいただいておりますけれども、最後に何点かに絞って質問を行います。

まず市債について、不納欠損の状況であります。地方交付税が減額をされている中で、一般財源はしっかりと確保をしなければなりません。担当職員には、債権の回収など大変重

要な職務に当たり、何かと苦勞があろうかと思えますけれども、本市の健全運営に尽力されていることに感謝を申し上げたいと、そのように思っております。

市税は、貴重な自主財源であり、市民負担の公平性の観点から見て、今後も職務を遂行してもらわねばなりません。

先日、市の代表監査より、収入未済額及び不納欠損額の縮減に結果として現れているが、なお一層の努力を求めると報告がありました。これを担当課はどのように捉えているのか伺います。

次に、財産収入の状況についてですが、運用実績は定期的に質問を行い伺っていますが、極めて良好なようで安心をしております。今後ともよろしくお願ひしたいと思いますが、運用の考え方については、旭市の財政状況やこのコロナ禍を鑑みて何か取組に変化があるのか、その点に関して伺いたいと、そのように思っております。

次に、市債の状況についてですが、これまでになかった減収補てん債というのが発行されていますので、その内容と経緯について改めて伺いたいと思います。

それから、起債対象事業費が決定することによって、減った、あるいは事業を翌年に繰り越したということであるならば、速やかに減額補正等で議会に説明するとの考え方もあろうかと思えますが、本市の見解を求めます。

最後に、旭市一般会計の実質収支に関してですが、今定例会終了後に次年度の予算編成が本格的に始まると思えますので、できる限り繰越し事業にならないよう努めていただくことを要望いたします。

本市では、様々な事業を計画し、健全財政のため財政計画を策定していると思えます。しかし、繰越額が大きいのに、当年度は市債が53億円余りで臨時財政対策債が2億円としていますね。中長期的な財政運営を行えているのか。先ほど大型事業があるとかコロナがあるとか、やはりそういう答弁でありましたけれども、そうではなくて、財政面の総括的な本市の見解を伺いたいと、そのように思っております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） それでは税務課のほうから、決算審査意見の件についてお答えいたします。

令和2年度決算における納税率でございますが、現年市税で98.32%という数値が出ております。ここ5か年でも、98ポイント以上を維持しているものでございます。

今後も市民の皆様の納税のしやすさなども考慮しながら滞納整理を行い、安定した税収入を確保したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 会計管理者。

○会計管理者（向後 稔） それでは、基金の運用の考え方についてということで、それと旭市の財政状況、コロナ禍の中での取組に変化はあるのかというご質問についてお答えいたします。

まず、基金の運用に当たりましては、公金でありますので、安全で確実な管理というものが第1になるかと思えます。

そして第2におきましては、旭市は財政調整基金も大金を保有しておりますので、そういったものを有効に活用して運用するということが考えられますが、最近のコロナ禍の中にあつて、不測の支払いに、急な支払いに対応できるように、支払い準備に支障を来さない流動性の確保というものも必要になってくるかと思えます。

また第3には、少しでも自主財源を確保するためには、利率などを考慮しました有効な運用考慮、効率性の追求というものも図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは私のほうから、市債の状況に続きまして、減収補てん債を借り入れているということで、その内容についてということでございますので、ご説明したいと思えます。

減収補てん債、収入済額でいいますと8,075万5,000円につきましては、こちらは地方税の収入が標準税収入額を下回る場合に、その減収分を補うために発行できる起債でありまして、発行額の75%が交付税措置されることになっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして地方でも減収が見込まれることから、国が減収補てん債の対象となる地方税等を追加しまして、そのうち本市でも対象となります地方消費税、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税の減収額としての合計8,075万5,000円を減収補てん債として発行したものでございます。

減収補てん債につきましては、通常、対象税目が減収となった場合でも後年度の交付税で調整してくれることから、本市では合併以降につきましては発行はいたしておりませんでした。しかし、今回は新型コロナ感染拡大による特例的な措置でありまして、75%の交付税措

置もあるということで、総合的に考えた結果、今年度は起債を借り入れたということでございます。

次の補正のほう、事業が減って執行残だとか繰越しに関係して補正をすることも考えられるのではないかとございましてけれども、こちらのほう、先ほど申し上げましたけれども、事業費はそのように入札の執行残だとか事業の繰越しなどによりまして事業の残が出ますが、事業の減額補正につきましては、本市ではこれまで原則として減額補正を行っていないということもございまして、入札差額等による実際の減額、そのようなもの、あと繰越し事業等によりまして同様に決算でお示しするという方法を取らせていただいております。

あと、実質収支のほうでございましてけれども、中長期的な財政の考え方ということでよろしいでしょうか。

こちらのほう、今回、先ほどお話に出ましたが、臨時財政対策債も2億円ということで減額して起債を起こした経緯もありますけれども、今後の市の財政につきましては、交付税の減額や新型コロナの影響による市税等の減額などが予想され、今後財政が一段と厳しくなっていくということも予想されますが、市民サービスを低下させることのないよう、市の規模や財政力に見合った公共施設の在り方や適正な保有量等を検討しながら、将来にわたって持続可能な健全な財政運営を維持していきたいというふうに思っております。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、崎山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○1番（崎山華英） 議席番号1番、崎山華英です。

通告に基づき、質疑を始めさせていただきます。

議案第1号の令和2年度旭市一般会計決算の認定について、私のほうからは大きく2点ございます。

決算書の89ページから91ページに記載がありますデマンド交通運行事業について質問いたします。

以前の会議録を確認したところ、現在市内ではタクシー3台がデマンド交通事業として運行していると把握しておりますが、決算書によると運行委託料が1,192万5,704円ということで、その金額の内訳や根拠をお尋ねしたいと思います。

これは別途直接タクシー会社へと支払われる国からの補助金も発生しているのかも含めて、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

続いて、201ページから203ページの農業振興費の負担金補助及び交付金についてです。

203ページにあります負担金補助及び交付金の令和2年度不用額1億1,059万5,870円の内容や理由についてお尋ねします。

議案第1号、1回目の質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは私のほうからは、デマンド交通運行事業についてお答えいたします。

運行委託料1,192万5,704円の内訳及び根拠ですけれども、市とタクシー会社との間において業務委託契約を結んでおります。委託契約の内容は、1日1台当たり税込みで1万9,976円での単価契約ということになります。

それで、先ほど国庫補助金のお話がありました。この1日1台当たり1万9,976円掛ける運行日数で委託料を計算しまして、そこから通常の運賃収入、それと先ほどお話のございました国庫補助金を差し引いた額を支払っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは私のほうからは、農業振興費の不用額についてお答えさせていただきます。

不用額が多い主な事業につきましては、新型コロナウイルスの影響による産業まつりや交流事業などのイベントの中止のほか、水田農業構造改革推進事業補助金、園芸生産利用拡大支援事業補助金、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金、農業災害対策支援事業補助金、農水産業経営継続支援金となります。

理由につきまして、順にご説明させていただきます。

水田農業構造改革推進事業補助金は、水田農業経営安定と発展のため、需要に即した米作りを進めるため、飼料用米など転作作物への取組に対し支援したものです。不用額については、令和元年度の米価の安定によるものと冷害による飼料用米の不作の影響により、令和2年度を取組面積が減少したことが原因と考えられます。

次に、園芸生産利用拡大支援事業補助金ですが、耕作放棄地の再生に取り組む生産者が農

業機械等を整備する経費に対し支援するものです。不用額については、予定していた事業者が取下げをしたこと等によるものです。

続きまして、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金につきましては、産地の生産力強化等を目的とした事業で、生産性向上や省力化などに必要な施設や機械の整備に対し支援したものです。不用額については、こちらも予定していた事業者の事業の取下げ等によるものです。

次に、農業災害対策支援事業補助金ですが、令和元年の台風15号等により被害を受けた農業者に対し、農業用施設及び機械の復旧に要する経費を補助したものです。不用額については、予定していた事業者の取下げ等のほか、復旧を行った実績額の減によるものです。

次に、農水産業経営継続支援金については、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に深刻な影響を受けた市内農水産業者を対象に、経営継続のための支援金を給付したものです。不用額については、家庭内消費が増えたことや、農家の工夫による販売方法の変更、花などはネット販売への切替えなどにより売上げが回復したことから、当初見込んでいた予算に対し不用額が発生したものと考えています。

そのほか、新規就農総合支援事業も不用額が発生しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

デマンド交通に関しては、国庫補助金が直接タクシー会社へと支払われる国庫補助金の計算方法について、ちょっと再度お尋ねしたいと思います。

1台1万9,976円掛ける運行日数掛ける何割とかが国庫補助金としてタクシー会社のほうに支払えるとか、そういう計算があるのかお尋ねしたいと思います。

そして農業振興費のほうでは、予算に対して支出済額の割合で見ると、新規就農総合支援事業は特に少ない印象を抱いたのですが、それぞれ何件申請があったのかお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、デマンド交通運行事業について、再質問についてお答えいたします。

まず、国庫補助金の計算方法ということでございます。

こちらの国庫補助金につきましては、市を介さずタクシー会社が直接国へ申請しまして国から下りてくるもので、申し訳ございません、その計算方法については承知しておりません。

ただし、議員のおっしゃるように、この運行単価というものは何らかの根拠にはなっているかと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、新規就農総合支援事業の各申請件数についてお答えいたします。

親元就農チャレンジ支援金につきましては2名、新規就農総合支援事業補助金につきましては3名、新規農業者支援事業補助金が1名でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

ではデマンド交通のほうで、現在新型コロナの影響もあり、デマンド交通の利用者、登録者数が事業開始当初の想定よりは少ないのかとは思いますが、もともと想定していた、もしくは目標としていた利用登録人数や運行便数がございましたら教えていただきたいと思えます。

また、親元就農チャレンジ支援金についてなんですけれども、広報あさひ等に載っている情報を確認しますと、市内の農地で農業を営む人の子または孫と記載されていますが、子や孫の配偶者が就農する場合も対象ではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、デマンド交通についてお答えいたします。

当初想定していた利用登録人数や運行便数ということでございます。

こちら、当初の想定では、利用者数ということで見込んでおりました。その利用者数につきましては、当初予算計上をするときに、近隣市町のデマンド交通の利用状況等を勘案しましてはじき出したものでございます。1日33.6人、運行日数の見込みを243日とし、年間で8,200人と想定しておりました。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍ということで、このデマンド交通は昨年4月、まさにコロナ禍に入っていく時期に運行を開始しましたので、なかなか登録の人数等も伸びませんで

来たんですけれども、最初の緊急事態宣言が解除されてからは徐々に登録も利用者数も伸びまして、月を追うごとに順調に利用人数は伸びてきております。

ただし、コロナ禍の影響ということで、年間で昨年度は、当初は8,200人と想定していたところ4,091人、だいたい半分程度ということに収まっております。

現在もなお外出自粛が続いておりますが、でき得る範囲で周知啓発を行い、利用の促進に努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、お答えさせていただきます。

支給対象者ということで回答させていただきます。

支給対象者は、「子又は孫に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子又は孫とみなす」としておりますので、配偶者も支援金の対象となる場合があります。

ただ、子または孫とその配偶者が重複して支援金を受けることはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 配偶者も一応対象ということで、広報あさひのほうに載っている情報だと、子または孫だけとちょっと勘違いしかねないので、もし配偶者も対応ということも記載いただけたらもっと親切なのかなとは感じました。

最後に、就農関係、新規就農事業の関係について質問させていただきます。

これらの事業は、農業の新しい担い手を増やしていくための支援金、補助金だと認識しておりますが、ちょっと申請数が少ないので、今後は申請数を増やしていくための策などを、現状考えておられますでしょうかということをお尋ねします。

○議長（木内欽市） 質問は終了です。

自席へお戻りください。

続いて、伊藤保議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○13番（伊藤 保） 質疑をいたします。

議案第1号、333ページ、大原幽学記念館費の流用について、同じく、キャンプ場費の流用について、それから335ページの社会教育施設再編費の流用について、今回の決算書では各課にあまりにも多く見受けられますので、なぜ流用に至ったのか、原因を伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、伊藤保議員の議案質疑に生涯学習課から回答いたします。

333ページ、大原幽学記念館費の流用増について、初めに回答いたします。

初めに、文化財の保護事務費からの流用の内容であります。国庫補助事業として実施していた、令和元年度の台風15号で土蔵の壁が剥がれ落ちたため、剥がれ落ちた宝蔵庫の外壁工事中、新たに損傷箇所を発見し、柱、床などの改修費用等になります。

続いて、文化振興事業費からの流用内容は、史跡内で発生した漏水の修繕費用になります。

その下の大原幽学記念館管理費からの流用内容は、記念館の北側駐車場で大雨のときにあふれてしまっている排水路の補修費用になります。

その下の大原幽学記念館活動費からの流用内容は、大原幽学遺跡の説明看板と注意喚起のための看板の設置費用になります。

それから、同じページのキャンプ場費からの流用減について回答いたします。

成人式開催事業への流用ですが、新型コロナウイルス感染拡大により成人式が中止となり、残念な思いをしてしまった新成人へ、恩師からのメッセージや意見発表の原稿などをまとめた記念冊子を作成するための費用に充てるものでございます。

続いて、335ページ、社会教育施設再編費用への流用について回答いたします。

海上公民館管理費への流用内容は、緊急的に対応が必要であった屋上消火設備の改修費用等に充てたものでございます。

続いて、その下の干潟公民館管理費への流用内容ですが、旧干潟公民館地下の重油タンクの廃止に伴う洗浄業務の費用に充てたものでございます。

続いて、その下の海上ふれあい館管理費への流用内容ですが、施設照明2か所をLED化する修繕工事費用になります。

続いて、その下のいいおかユートピアセンター管理費への流用内容ですが、外灯設備更新工事費用等になります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 議案の質疑は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） ご答弁いただきましたけれども、不測の事態が生じたというふうに捉えておりますけれども、またそうでない事態もあったようなこともありますので、これ、非常に各課に多いんです。ですので、今回特に多いと、それと金額がかなり高いということでございますので、不測の事態を除いては当初予算に組み込んでしっかりと予算編成をしていただけたらと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 不測の事態でない工事もあるというようなことでありましたが、当初予算に乗せるべきであろうというようなことでありました。結構、生涯学習課の部分については緊急的な対応が必要な部分が多くございまして、各生涯学習施設、老朽化が進んでおりまして、利用者が安心して利用していただけるように整備を進めているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、予算編成の時点でしっかり予算を組んでほしいということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、予算編成に当たってはその編成時、各課からの要求に対しましてはしっかりと事業内容やその必要性などを精査して、しっかりとした予算編成を組んでいきたいと、そのように思っています。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 款項目とありますけれども、目は法律上、組替えは可能なんです。ですけれども、あらかじめ分かっていたらぜひ当初予算に組み込んでいただきたいということをお願いいたしまして、質疑を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

- 8番（林 晴道） それでは、議案第3号になります。令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

決算書では377ページからであります。施設勘定、これは滝郷診療所に関してであります。歳入の決算額7,389万12円で、歳出決算額6,744万4,663円、それで歳入歳出差引残額が644万5,439円となっております。先日の担当課の説明によりますと、330万円を財政調整基金に積み立て、残額の314万5,349円を繰り越すとのことでした。

滝郷診療所へは僕も毎年予防接種等でお世話になっておりますが、大変に評判がよく、患者数も年々増加傾向でありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として令和2年の8月から予約制になり、診療の人数を制限したことで、おのずと診療報酬は減少したと考えられますが、では予約制の詳細と人数制限による診療時間数の推移も併せてお願いをします。

- 議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（穴澤昭和） まず、予約制の詳細と、今ご質問の診療時間数の推移についてお答えします。

初めに、予約制の詳細ですけれども、まず診療時間ですが、こちらは予約制を導入する前と変わらず、午前9時から午後零時まで及び午後1時30分から午後5時までと、こちらは変わっておりません。予約は、30分枠の中に4人ほど予約を入れて診察を行っております。

次に、診察の時間数の推移ですけれども、年間の診察時間数を単純に患者数で割り返した数値ということでお答えしますけれども、平成30年度が年間で1,225時間、これを1人当たりで換算しますと約10分、令和元年度は年間1,211時間、1人当たりで換算するとこれも約10分、令和2年度はコロナということもありましたけれども、年間で1,203.5時間、1人当

なりに換算すると約13分となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 滝郷診療所の決算に関して再度伺いますけれども、診療収入では収入決済額が前年度対比で11.7%の減となっています。これは、コロナ対策として今伺いました予約制にしたことによる診療者の減少と、あとそれに加えて、薬価改定により薬剤の単価が下がったことによるものと説明がございました。

そこで、診療時間が減ったことは分かりましたので、では患者さんお一人当たりの診療収入の変動と薬価の改定がどの程度影響を及ぼしたのか、薬剤の収支や薬価差益の状況を伺います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） ただいまの質問の中で、1人当たりの単価についてはちょっと手持ちがないのでお答えができないんですけれども、薬価の改定による部分についてですけれども、まず薬価の改定については令和2年度0.99%のマイナス改定ということもありまして、その影響額については、令和元年度と2年度で比較して約40万円ぐらいの差額がありました。

薬価の差益という部分なんですけれども、こちらと比較する部分としては単価契約時の予定数量の部分があります。契約の段階で、まずは薬の公定価格というのがあります。その公定価格の総額から契約価格の総額を差し引く、それが差益という部分になると思うんですけれども、約140万円ぐらいということになります。

実際、そういった形で、ちょっと今確認をさせてもらうのは、その辺でお答えさせてもらっちゃいましたんで、すみません、よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 以前も決算の同じような質問の中で、たしか患者さんお一人当たりの診療報酬は九千幾らというご答弁が、前任者かな、その前か、あったのを覚えております。ぜひその状況を確認してもらいたいと思うので、3か年ぐらいのお一人当たりに係る診療収入の推移を後でも構いませんのでお示しいただけたらと思っております。

それでは、最後に、厚生労働省が行う薬価改定には、医療用医薬品費の公定価格を見直すことで、原則として2年に1回だったのがたしか当年度より毎年行われるということになっ

ておりました。その傾向は事前に通知されますので、薬価改定による施設勘定に及ぼす影響、それをどの程度踏まえておられるのか、どういう取組なのかを教えていただきたいと、そのように思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） すみません、今のお答えのほうですけれども、薬価改定については毎年今行われている中で、診療収入の中で考えますと、だいたい4割ぐらいが薬の部分に当たってきますので、こちらが薬価改定でマイナス改定になれば当然収入のほうは減少するというようになっていきます。診療所としましても、診療収入が歳入の中で最も占める部分ですから、こちらが減少するという事になればやはり運営上非常に厳しい状況になります。

診療収入のほかに、やはり健康というものを考えると予防というふうに考えますので、そういったその他の収入の中では健診とか、そういった収入もこれからは取り組んでいかなければならないかなというふうに考えております。

先ほどの中で、診療収入に、1人当たりに占める金額ですけれども、ちょっと遅れて申し訳ございません。まずは、直近3年間の部分で考えますと、平成30年度が1人当たり9,920円、令和元年度が1万197円、あと令和2年度が1万740円ということになっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員はそのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、始めてください。

○8番（林 晴道） それでは、居残りになりまして、続いて議案の第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

初めに、予算書の10ページ、6款1項3目、説明欄1、農水産業経営支援給付金についてです。

この給付事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営に影響を受けている農水産業者を支援するための事業であります。当事業の目的と支援の内容について改めて伺いたいと思います。

次に、同じく10ページの7款1項2目、説明欄1にございます中小企業等経営支援給付金についてです。

こちらの給付事業も、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経営に影響を受けているという中小企業事業者を支援するための事業ということですが、当事業の明確な目的、それから支援の具体的な内容について伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうからは農水産業経営支援給付金について、支援の目的、支援の内容についてお答えさせていただきます。

今回の給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や度重なる緊急事態宣言等の発出により、経営に深刻な影響を受けている市内農水産業者に対し、給付金を支援することにより、経営継続の一助となるよう、新たに市独自の支援をするものです。

支援の内容につきましては、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または

前々年同月と比較して20%以上減少した農水産業者に一律10万円を給付するものです。

昨年度の経営継続支援金は対象期間を今年3月までとしておりましたので、今回、対象期間を4月からとすることで切れ目のない支援ができるようにいたしました。

また、対象要件である売上げ減少率を昨年度の30%以上から20%以上に拡大することで、幅広く支援が行き渡るものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからは中小企業等経営支援給付金につきましてご説明をいたします。

事業の目的、それと事業内容についてということでお答えをさせていただきたいと思えます。

本事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化、拡大していることから、経営に深刻な影響を受けております市内の中小企業者等に対し、事業の維持・継続の一助として支援金を給付するものでございます。

令和2年度も中小企業者向けの給付事業を行っておりますが、事業の対象や支援の内容等を見直し、令和3年度分として新たに支援を行うものであります。

支援の内容は、市内で事業を営む中小企業者や個人事業主のうち、令和3年4月から9月のいずれかの月の売上げが前年または前々年同月と比較しまして20%以上減少した事業者に一律10万円を支払うものでございます。

本事業は千葉県中小企業等事業継続支援金の上乗せの支援となるものですが、県の要件であります減少率30%に届かない事業者へも広く支援が行き届くように、売上げ減少率を20%以上にいたしました。

また、本市では昨年度も今年3月まで事業者への支援金の給付事業を実施しており、このたびの事業対象期間を4月からとすることで、コロナの影響に対して切れ目のない支援ができるものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） ご答弁いただきましたけれども、まず農水産業の経営支援給付金事業では、売上げが前年度または前々年度同月と比較して20%以上減少した事業者に対して、1事業者当たり10万円の給付、行うということをご説明いただきましたけれども、では市内の対

象事業者の数と、申請を行っていただく方法を伺いたいと、そのように思います。

次に、中小企業等経営支援給付事業も、やはり合わせてあるんだと思います。同じなんですよね。売上げが前年または前々年同月と比較して20%以上減少した事業者に対し、1事業者当たり10万円の給付金を支給するということでもあります。

前年度も中小企業向けの給付事業を行っておりまして、そのときは医療法人だとか社会福祉法人、それにNPO法人といった事業者がなぜ対象外であったのかと、担当課に給付対象にならないのかなと確認したのを思い出しました。

そこで、対象となります業種を具体的に伺いたいと、またその申請方法についても併せてお尋ねをいたします。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、私のほうから対象者数と申請方法についてお答えさせていただきます。

今回の給付金対象者は市内の農水産業者2,226件のうち800件を見込んでおります。昨年度、30%以上の売上げ減少者を対象とした経営継続支援金の実績が369件でありましたので、今回は売上げ減少率を20%以上と要件を緩和したことなどから、昨年度の支援金給付事業の約2倍の件数を見込みました。

申請方法につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則郵送による受付としております。受付期間は令和3年10月1日から12月28日を予定しております。

なお、申請書類につきましては、市のホームページからダウンロードできるほか、市役所及び各出張所、JA各支店と営農センター、海匠農業事務所、海匠漁業協同組合などに、返信用封筒、申請書、記入例など関係書類を同封し、配置いたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、議員のご質問にお答えいたします。

対象者並びに申請方法というお話でございました。

まず、対象者につきましては、市内に事業所または住所を有する中小企業等ということで、こちら、県の同じような支援金の要綱を参考にしております。それで、令和3年3月以前から事業を営んでおりまして、売上げ減少率が先ほど説明したとおり20%以上減少した者が対象となります。

それで、先ほどのご質問の中で、社会福祉法人やNPOあるいは医療法人が入っていなかったということで、昨年度はこちらもお断りした経緯があったと思います。ただし、本年度の事業に関しましては、NPO等を含めまして、県と同様にこちらを該当させるようにいたしました。

ただし、農水産課が行う農業者あるいは水産業者、それと宗教法人等は除かせていただいております。

あと、現在行われております千葉県感染拡大防止対策協力金の対象となった方は、対象外とさせていただきます。

申請方法につきましては、市が定めます申請書に必要な事項を記入していただきまして、審査に必要な書類を添えて、原則郵送で商工観光課へ送付をお願いしたいと思っております。

受付期間につきましては、10月1日から12月28日までといたしまして、申請後、おおむね2週間程度で申請者の指定する口座へ給付金を振り込む予定でおります。

それと、あと申請書につきましては、市ホームページからダウンロードできるほかに、商工観光課へ直接お越しになったり、あるいは各出張所、あと商工会に申請書等も配布する予定でございますので、そちらでお取り寄せをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員。

○8番（林 晴道） 分かりまして、最後に確認でもう一度質問をさせていただきますが、まず農水産業経営支援給付事業ですか、こちらも今お話ありました前年度に農水産業者向けの給付事業がございました。前年度はなかなかその制度に該当する方がなくて執行の残があったということを聞いておりますけれども、前回の分析や検証を行って制度設計をしたんだなと、そのように感じました。

新型コロナ感染拡大の影響で経営に深刻な影響を受けている農水産業者に対して、周知を徹底してもらわなければならないのですが、本市の農水産業者の高齢化も多く見受けられますので、ぜひ丁寧に分かりやすい形で周知、それから申請まで導いてもらわなければならないのかなと、そのように思いますので、その点を伺いたいと思っております。

次の中小企業等経営支援給付事業についてであります。今回は社会福祉法人やNPO、それに医療法人もしっかりと拾い上げているとのことで、よかったなと、そのように思います。給付対象となる事業者がさらに増えて多くなると思いますので、こちらも周知方法をより一層強化すべきと考えますが、担当課の取組、その辺のところをお知らせいただきたいと

思います。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、支援給付金の周知について言わせていただきます。

市の広報、ホームページ、フェイスブックに掲載するとともに、市役所及び各出張所のほか、JAや県、漁協にも協力をお願いして、JA各営農センター、海匠農業事務所、海匠農業協同組合にポスターの掲示と申込書を配置いたします。

また、市内の郵便局や金融機関、農業用資材販売店などにもポスターの掲示やチラシの配布をしながら周知を図っていきたいと思っております。

また、受付につきましては丁寧の説明をし、農業者の皆様に支援できるように事業を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうからも周知方法ということでお答えをしたいと思っております。

まず、周知の方法ですが、市の広報紙が10月1日と12月1日の2回掲載を予定しております。

また、ホームページあるいはフェイスブック、こちらでも周知を行う予定を取っております。本定例会で承認された後に、速やかに掲載できるよう準備を進めております。

そのほか、市役所本庁舎、あとは各出張所、商工会や市内の金融機関11機関ですか、そちらと、あと各農協支店6か所、郵便局12か所など、ご協力をいただきまして、チラシあるいはポスター等を配布しまして周知を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、伊藤保議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○13番（伊藤 保） それでは、ご質疑をいたします。

一般会計補正予算、議案第9号の7ページ、教育負担金の学校給食費負担金について、大変すばらしいことなので、もう一度なぜ減額補正をするのか詳しく説明をいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、教育総務課から、7ページの学校給食費負担金についてご解答いたします。

今回の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令などにより、景気悪化の影響を受けやすい子育て世帯への支援として、経済的負担の軽減を図るため、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間、小・中学校の給食費の免除を行うものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 小学校の児童・生徒数、それから児童・生徒数の1人に対してのこの半年間の免除額というのは幾らなのか。

また、中学生の生徒数と、同じく生徒1人の半年間の金額を伺います。

また、これは昨年同様の免除措置を行いましたけれども、これと同じなのか伺います。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、お答えします。

まず、対象児童・生徒数ですけれども、当初予算ベースで小学生が3,039人、中学生が1,580人です。合計で4,619人となります。

1人当たりの免除額でございますが、小学生が2万5,140円、中学生が2万8,320円となります。こちらのいずれにしても、条件としては昨年と同じような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員。

○13番（伊藤 保） 新型コロナウイルス感染症に対する市の独自の経済対策の一つとして、保護者の経済的負担を軽減するためと言われました。緊急事態宣言が発出される中で昨年同様に減免措置をするというのであれば、未就学児を抱える家庭にもなぜ予算を組まなかったのか、不公平になりますので、未就学児1人に対して昨年同様に予算を組んでいただけるよう要望いたしまして、質疑を終わります。

○議長（木内欽市） 伊藤保議員の質疑を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

- 1番（崎山華英） 議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらの条例の別表2、その2の一部分を削るとありますが、これはマイナンバーカード再発行時の手数料についての内容と思います。

こちらは、マイナンバーカードの再発行手続き時に市の窓口で800円の再発行手数料を受領する手続き自体は今後も変わらないという認識でよろしいかということと、本市の条例で規定する必要がなくなった理由を明確に説明をお願いしたいと思います。

以上です。

- 議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

- 市民生活課長（八木幹夫） それでは、最初に条例で規定する必要がなくなった理由を明確にという部分でお答えをしたいと思います。

まず、これまでですが、カードの発行主体、これは市でありました。そして、マイナンバーカードの再交付手数料については、カードの発行主体である市が手数料条例に基づいて申請者から徴収しておりました。そして、今回の法改正によりまして、マイナンバーカードを発行する主体が市から地方公共団体情報システム機構となり、再交付手数料の徴収につきましても同機構が行うこととなりました。9月からは市はマイナンバーカードの発行主体ではなく、再交付手数料の徴収も必要がなくなったため、市の条例から削除をするものでございます。

次に、800円の再交付手数料を受領する事務に関してのご質問がございましたが、今申し上げましたように同機構が再交付手数料を申請者から徴収することになりますが、その事務につきましても同機構からの委託を受けて市が行うこととなりますので、事務自体は今まで

と大きく変わるところはないと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 分かりやすい説明をありがとうございました。

質問は以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○2番（永井孝佳） 議席番号2番、永井孝佳です。よろしくお願いたします。

では、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑させていただきます。

ここにいらっしゃる方はこの条例に関してご存じだと思いますけれども、ちょっと補足させていただきます。防災、衛生、景観に深刻な影響を及ぼしている管理されていない空き家を特定空家として指定できることとなっております。

さて、今回の条例で旭市空家等対策協議会が設置されます。協議会では、空き家の活用方法や特定空家の認定の基準や措置の方針などが決められます。とても大事な協議会だと思います。

そこで、質疑なんですけれども、第7条の2項で委員は10人以内とありますが、構成されるそれぞれの人数をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課から、空家対策協議会の構成人数について回答いたします。

内訳といたしまして、地域住民の代表1名、学識経験者4名、関係団体から推薦された者が1名、関係行政機関の職員が3名、市議会議員1名を予定しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

議員からは協議会に入れるのは1人ということでした。私自身、この空き家問題に強い関心を持っているんですけども、とても加わりたかったんですけどもちょっと難しいかもしれません。

そこで、再質疑ですけども、第7条の5項で委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとありますけれども、どういったことが秘密になるのでしょうか。会議の内容そのものが秘密になるということでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 秘密を漏らしてはいけないという、この会議の内容がというところでございますが、国より示されております空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というものがございまして、協議会における協議の過程で空き家等の所有者等の氏名、住所などの情報が外部に漏れいすることのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要があるとなっております。

ただ、議事録等の公開状況、他市のものを見ておきますと、ほとんどの行政で公開しているところが少ないというのが実情でございます。ですから、ほとんどの情報は個人情報に当たる部分が多いというところで、知り得た内容は口外しないようにしていただきたいというところがございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 個人情報が基本的に秘密に当たるということで、しかし慣例的に全体的な会議の内容も外には出さないというような回答だったんですけども、基本的には行政の情報というのは隠さずに発信していくべきだと考えています。個人情報や利害が発生する情報以外は原則公開したほうが健全だと思います。情報を公開すれば、協議会に入れなかった場合でも経過が伝わりますし、委員に意見を託すこともできると思います。そうすれば、より市民の意見を反映できる組織になると考えます。

そこで、条例の秘密に当たる資料には部外秘などと記載していただき、公開できる部分と漏らしてはならない部分を明確にしたほうがよいと考えますが、最後にこの件に関してご見

解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 情報公開条例もございますので、そこに抵触しない範囲で情報の発信のほうを検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

崎山華英議員、質問席に移動してください。

準備が整い次第始めてください。

○1番（崎山華英） 議案第13号、工事請負契約の締結について、契約金額は2億7,280万円とありますが、令和3年度予算書285ページには、サッカーグラウンド整備工事請負費として4億895万円とあります。これは、この工事自体がこの価格で決定したということなのか、ほかにも追加でこれからかかってくる費用があるのかお尋ねします。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） それでは、お答えします。

予算書のサッカーグラウンド整備工事4億895万2,000円につきましては、四つの工事を合

計したのになっております。その内訳ですけれども、サッカー場の整備工事、それと管理棟の改修工事、東側駐車場の砕石敷、あと整地費になります。今回のこの契約ですけれども、そのうちのサッカー場整備工事になります。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

こちらのサッカー場は規模としてはどのような団体が利用して、最大どのくらいの大会が開ける想定で造る予定なのか、市民が少人数でも気軽に利用できる設備になるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） まず、施設ですけれども、国際基準のサッカー場が1面あります。その中に、色の違ったラインを使って子ども用のサッカー場が2面、それとフットサルコート4面を整備します。一つのグラウンドに違った色のラインを使うことで、大人用、子ども用、フットサル用と利用できるように整備するものです。

利用者につきましては、旭市サッカー協会、またスポーツ少年団、フットサル団体をはじめ、スポーツ合宿等、市内外の大人から子どもまでの利用を想定しております。

あと、多くの方に利用していただけるよう、サッカー以外の軽スポーツ、また少人数でも利用していただければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございました。

最後の質問として、以前の会議録のほうには令和3年度中に完成予定とあるのを見ましたが、それは現在も変わらない予定で進めていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） お答えします。

まず、この工事の工期ですけれども、令和4年3月18日となります。ですので、令和3年度中に完成をして、令和4年度から使い始めたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

続いて、宮澤芳雄議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

宮澤議員。

○12番（宮澤芳雄） 議案第13号について質疑を行います。

工事請負金額と工事についてお尋ねいたします。

この入札では、予定価格よりも低い価格で締結されていますが、低入札ふだは何者あったのか、また旭市ではこれまでに低価格入札はあったのか、併せてお尋ねいたします。

次に、工事についてお尋ねいたします。

サッカー場には人工芝が使われるということですが、人工芝には不陸ができると聞いていますが、これについてはどのようなお考えがあるのでしょうか、大丈夫なのでしょうか。お尋ねします。

また、サッカー場の排水についてはどのような工法で行われるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、宮澤議員のご質問にお答えいたします。

低入札ふだは何者あったのかと、これまで低価格入札はあったのかということにお答えします。

旭市サッカー場整備工事の入札において、旭市低入札価格調査実施要綱に基づく調査基準価格を下回る低価格で入札した者につきましては、4者ありました。

また、令和元年度から始まりました総合評価方式で実施した入札はこれまで3件ございましたが、要綱に基づく低入札価格調査を実施した入札は今回が初めてでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 私のほうからは、不陸、いわゆるコートの凸凹の話と排水についてお答えいたします。

まず、グラウンドの凸凹ですけれども、これは整備する地面によりまして、先ほど言いました碎石の上にウレタン樹脂をする工法でもアスファルト舗装にする工法でも、年数が経過するにつれてコート上に凸凹というのは出てくるというのはしょうがないのかなというふう

に考えております。

ただ、今回工事をします旧飯岡中学校の跡地につきましては比較的強固な地盤でありますから、このウレタン樹脂でやる工法で行っても大丈夫なのかなというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 失礼しました。排水についてのほうの回答が漏れていました。失礼しました。

まず、排水につきましては、サッカーコートの外周周辺にU字溝を設置します。そこから既存の集水ますのほうに流す仕組みになっています。

ただ、雨水の2割程度については浸透による処理となりますけれども、現在のグラウンドは水はけがよいので、暗渠排水は設置しないというふうに考えております。

以上です。すみませんでした。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） 今、説明ですと暗渠排水は行わなくても大丈夫だと。傾斜での排水で対応するのでしょうかね、了解です。

それでは、再質問を行います。

先日の補足説明ですと、9,000万円ほど安い価格での締結がされておりますが、その主な理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

また、問題点はなかったのか、それについても併せてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

今回の入札は、企業の施工能力や技術者の能力と、予定価格の範囲内で入札した価格とを併せて評価し、評価値の最も高い者を落札者として決定する総合評価方式で実施をいたしました。

契約金額は、評価値の最も高い第1順位者が入札した価格となっております。

入札価格は、あらかじめ設定した調査基準価格を下回っていたため、旭市低入札価格調査

実施要綱に基づく調査を実施いたしました。調査は、まず入札価格の内容が価格失格判定基準に該当するか否かを判定いたしました。調査の結果、価格失格判定基準に該当しなかったため、調査対象者に入札理由書や下請業者からの見積書等を提出させて、その内容がその他の失格判定基準に該当するか否かをさらに調査をいたしました。

調査項目といたしましては、当該価格により入札した理由が合理的であるか。入札価格の内訳について、下請業者の見積りが正しく反映されているか。建設副産物の搬出計画が適切であるか。経営状況が良好であるかなどの14項目について調査や事情聴取等を実施し、低入札価格でありますけれども、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがなく、問題点がないことを確認をいたしました。

それらの調査結果について、旭市建設工事等入札参加資格委員会に意見を伺い、それを踏まえて契約の相手方と決定いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員。

○12番（宮澤芳雄） どの工事もそうだと思いますけれども、このサッカー場についても工事全体に対する、以前言われました瑕疵担保責任というんでしょうか、今は契約不適合責任と言うんだそうですけれども、この責任年数は何年あるのかお尋ねしたいと思います。

また、人工芝の貼り替えの目安というのはおおむね10年とよく言われますけれども、その10年という中で人工芝のメーカー保証、これがもしありましたら分かる範囲で結構ですでお聞かせください。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

工事に対します契約不適合責任の期間につきましては、旭市サッカー場整備工事の建設工事請負契約書に規定しておりまして、契約不適合を理由とした履行不備などの請求は引渡しを受けた日から2年以内となっております。

また、人工芝についての保証につきましては、現在仮契約中であることから、メーカーについて決定はしておりませんが、メーカー保証は一般的に3年から5年となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮澤芳雄議員の質疑を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第14号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。議案第14号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第14号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子採決により行います。

議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れないと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（木内欽市） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から3名、文教福祉常任委員会から3名、建設経済常任委員会から2名の8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長(木内欽市) 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、宮澤芳雄議員、飯嶋正利議員、平山清海議員。

文教福祉常任委員会より、景山岩三郎議員、林晴道議員、片桐文夫議員。

建設経済常任委員会より、向後悦世議員、遠藤保明議員。

以上の8名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選任していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時38分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（木内欽市） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に飯嶋正利議員、副委員長に遠藤保明議員。

以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（木内欽市） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第13号までの5議案をお手元に配付してあります付託議案分担表1の

議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は6日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時39分